

豊能町同和行政推進計画

2010（平成22）年3月

豊 能 町

目 次

I	計画の基本的な考え方	・・・ 1
	(1) 総括	・・・ 1
	(2) 現状と課題	
	①町民意識調査より	・・・ 4
	②人権啓発	・・・ 8
	③教育	・・・ 10
	④生活・福祉	・・・ 11
	⑤住宅・住環境	・・・ 13
	⑥農林業	・・・ 14
	⑦人権擁護（人権相談等）	・・・ 14
	⑧ふれあい文化センターにおける相談事業	・・・ 15
	⑨就労支援	・・・ 16
	⑩進路選択	・・・ 17
	(3) 同和行政の基本目標と方向性	・・・ 18
II	計画の具体的な取り組み	・・・ 19
	①人権意識の高揚を図る取組	・・・ 19
	②自立等を支援する取組	・・・ 22
	③人権の保護・救済	・・・ 25
	④地区施設等の活性を図り住民との交流と協働を促進する取組	・・・ 27
	⑤人権NPOなど住民活動の促進	・・・ 28
III	推進にあたって	
	①庁内推進体制、計画の進行管理	・・・ 29
	②町民・関係団体等との協働関係の構築	・・・ 29

I 計画の基本的な考え方

この同和行政推進計画は、2002（平成14）年3月に策定しました「豊能町同和行政推進プラン」の改訂版として、また、2007（平成19）年3月に策定した「豊能町同和行政基本方針」をより具体化し、今後の同和行政推進のための施策等について策定するものです。

「豊能町同和行政基本方針」につきましては、2002（平成14）年3月までの33年間にわたる国の財政法上の特別措置による「同和対策事業」の終了後、今なお同和問題が完全に解決されていない状況において、同和行政の方向性を豊能町人権問題審議会に諮問し、2006（平成18）年11月8日に「豊能町における今後の同和行政のあり方について」の答申を受け策定したものです。その中で、豊能町において同和問題の解決には、部落差別が現存する限り、その撤廃のため同和行政を積極的に推進するとの認識により、当事者性を重視し、町民の参画と協働のもとに、同和問題を人権問題の本質から捉え、人権行政の一環として、すべての町民の人権を尊重する取り組みの重要な柱として位置付け推進して行くとの基本的な認識を示しています。

本計画は、「豊能町同和行政基本方針」の基本目標、基本方向を柱とし、同和問題の現状等を踏まえながら、その解決に向けた取り組みを示すものです。

（1）総括

同和問題は日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別であるとともに、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる深刻かつ重大な課題です。同和対策の取り組みは、このような状況に置かれた同和地区の環境改善や地区住民の生活向上が緊急の課題であったこと、またこうした課題に一般施策では十分対応できなかったことから、地区や地区住民を対象に特別措置として実施されました。豊能町におきましても、同和問題の解決を町政の重要な課題の一つに位置付け、国の特別措置に基づき同和対策事業の実施などの取り組みを推進してきました。物的事業の計画的推進や個人給付の事業等の事業を実施するとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として差別意識の解消に向けた教育及び啓発等に取り組んできました。また、1997（平成9）年

12月には、豊能町の人権施策の推進に必要な事項を定め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とし、町の責務、町民の責務を規定した「豊能町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、町の人権行政の柱としています。

国の財政法上の特別措置による「同和対策事業」終了後の同和行政については、人権尊重の観点に立った一般施策を活用し、同和問題解決のための行政を総合的に推進する必要があります。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう、さらに地区の現状の把握、課題の整理を通して、施策の改善や新たな構築を図り、解決に向け効果的に推進していくことが重要です。

この方向性については、1996（平成8）年に国に対して出された地域改善対策協議会意見具申の中でも示されており、「同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」と述べており、財政法上の特別措置法期限後も同和行政の必要性、さらに質的に発展させるべきものであると指摘しました。また、「国民一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。」とし、国や地方公共団体はもとより、国民一人ひとりの主体的な努力を求めています。

現在の同和問題をとりまく状況については、2005（平成17）年度に大阪府で行われた「人権問題に関する府民意識調査」、豊能町で行った「人権問題に関する町民意識調査」の結果においても、同和地区の実態や、結婚や就職における差別意識、住宅を選ぶ際の同和地区への忌避意識があることが明らかになっています。さらに最近になって行政書士等による戸籍謄本等不正取得による差別身元調査や、新たな部落地名総鑑の存在の発覚、インターネット掲示板の書き込み、またエセ同和行為の存在など、差別意識の解消が十分進んでいない状況が見られます。

人権の取り組みには、個別の人権課題、またそれらにより差別を受けている当事者の存在を認識することが重要です。この認識がなければ、課題に苦しむ当事者は「消えた存在」になってしまいます。具体的には、児童虐待で苦しむ子

どもたち、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントで苦しむ人々(主に女性)、障害者に対する差別や偏見等に苦しむ人々、また、この計画の対象である部落差別で苦しむ人々などの存在です。すべての人は人間として同じ人権を有しており、人権は人が生まれながらにして当然持っている権利のことを指し、また、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。個別の人権課題に対し「自分には関係ない」という立場ではなく、自分の権利だけでなく、他人の権利についても理解すること、また、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を互いに尊重し合うことが大切です。

以上のような点から、改めて同和問題を人権問題の本質から捉え、人権行政の一環として、すべての町民の人権を尊重する取り組みの重要な柱として位置付け推進していきます。

(2) 現状と課題

①町民意識調査より

本町で2005（平成17）年度に実施しました「人権問題に関する町民意識調査」（調査対象者 1,000人 回収率48.9%）の結果から、同和問題の状況を見ていきます。

同和問題や部落問題などと呼ばれている差別の問題の認知状況については、「知っている」人の割合は96.9%でした。（表1）

（表1）同和問題・部落問題などと呼ばれている差別の問題の認知状況

回答者数	知っている	知らない	無回答・不明
489人 100.0%	474人 96.9%	8人 1.6%	7人 1.4%

次に、世間はどのようなことで同和地区出身者と判断すると思うかという問については、「本人が現在、同和地区に住んでいる」（53.4%）、「本人の本籍地が同和地区にある」（39.5%）、「本人の出生地が同和地区である」（39.0%）、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」（31.4%）の順になっています。（表2）

（表2）世間はどのようなことで同和地区出身者と判断すると思うか（複数回答）

（表1）「知っている」からの回答 回答者数	本人が現在、同和地区に住んでいる	本人が過去に同和地区に住んだことがある	本人の本籍地が同和地区にある	本人の出生地が同和地区である	同和地区に住んでいる 父母あるいは祖父母が	本籍地が同和地区にある 父母あるいは祖父母の	出生地が同和地区である 父母あるいは祖父母の	職業によって判断している	その他	わからない	無回答・不明
474人 100.0%	253人 53.4%	122人 25.7%	187人 39.5%	185人 39.0%	149人 31.4%	144人 30.4%	140人 29.5%	98人 20.7%	10人 2.1%	92人 19.4%	3人 0.6%

「同和地区の人たちが結婚に反対されることがあると思うか」という問には、「しばしば反対されることがある」と「たまに反対されることがある」を合計した「反対される」と思う人の合計は60.3%、「反対されることはない」は6.3%であり、「わからない」や「無回答」が33.3%でした。（表3）

（表3）同和地区の人は結婚に反対されることがあると思うか

（表1）「知っている」からの回答 回答者数	しばしば反対されることがある	たまに反対されることがある	反対されることはない	わからない	無回答・不明	（表1）「知っている」からの回答		
						たまに反対されることがある・ しばしば反対されることがあるの合計	反対されることはない	わからない、無回答・不明の合計
474人 100.0	103人 21.7%	183人 38.6%	30人 6.3%	131人 27.6%	27人 5.7%	286人 60.3%	30人 6.3%	158人 33.3%

「同和地区の人たちが就職するとき不利になると思うか」という問に対して、「しばしば不利になることがある」と「たまに不利になることがある」を合計した「不利になる」と思う人の合計は46.0%、「不利になることはない」は16.0%であり、「わからない」と「無回答・不明」の合計が38.0%という結果でした。（表4）

（表4）同和地区の人は就職のとき不利になることがあると思うか

（表1）「知っている」からの回答 回答者数	しばしば不利になることがある	たまに不利になることがある	不利になることはない	わからない	無回答・不明	（表1）「知っている」からの回答		
						たまに不利になることがある・ しばしば不利になることがあるの合計	不利になることはない	わからない、無回答・不明の合計
474人 100.0	77人 16.2%	141人 29.7%	76人 16.0%	164人 34.6%	16人 3.4%	218人 46.0%	76人 16.0%	180人 38.0%

住宅を選ぶ際の同和地区の忌避意識の間で、「同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う」及び「同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う」の合計は46.8%でした。

(表5)

(表5) 住宅を選ぶ際の同和地区の忌避意識

回答者数	同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う	同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う	いずれにあってもこだわらない	わからない	無回答・不明
489人 100.0%	115人 23.5%	114人 23.3%	109人 22.3%	140人 28.6%	11人 2.2%

「差別をする人と、なくそうとする人のどちらが孤立するか」という以下の設問において、「A：今日では差別は許されない状況にあり、差別する人が孤立する」という意見に「賛成」と「どちらかという賛成」とする人の合計が33.7%、「B：世間では、まだまだ差別が残っており、差別をなくそうとする人が孤立する」という意見に「賛成」と「どちらかという賛成」とする人の合計が35.6%という結果でした。(表6)

設問: 同和地区出身者に対する差別について、A、Bの意見が次のように分けられました。

Aの意見: 今日では差別は許されない状況にあり、差別する人がやがて孤立してしまう。

Bの意見: 世間では、まだまだ差別が残っており、差別をなくそうとする人が孤立してしまう。

(表6) 同和地区出身者に対する差別について、「A差別する人が孤立/B差別をなくそうとする人が孤立」

回答者数	Aの意見に賛成	どちらかというAの意見に賛成	どちらかというBの意見に賛成	Bの意見に賛成	わからない	無回答・不明	合計		
							意見に賛成の合計	どちらかというAの意見に賛成・どちらかというBの意見に賛成の合計	わからない、無回答・不明の合計
489人 100.0%	60人 12.3%	105人 21.5%	134人 27.4%	40人 8.2%	134人 27.4%	16人 3.3%	165人 33.7%	174人 35.6%	150人 30.7%

同和地区出身者に対する差別をなくすための意見として、「非常に重要」と「やや重要」を合計した「重要」という意見が多い項目は、「(4)学校教育・社会教育を通じて教育・啓発活動を積極的に行う」(67.3%)、「(3)同和地区と周辺との交流を深め協働し『まちづくり』を進める」(61.3%)、「(1)行政の一般施策で同和地区住民の自立を支援する」(45.4%)などでした。(表7)

(表7) 同和地区出身者に対する差別をなくすための意見

	回答者数	やや重要の合計 非常に重要・	重要でない・あまり重要でないの合計	答・不明の合計 わからない、無回答
(1) 行政の一般施策で同和地区住民の自立を支援する	489人 100.0%	222人 45.4%	154人 31.5%	113人 23.1%
(2) 同和地区住民が差別の現実や不当性を強く社会に訴える	489人 100.0%	182人 37.2%	210人 42.9%	97人 19.8%
(3) 同和地区と周辺との交流を深め「まちづくり」を進める	489人 100.0%	300人 61.3%	96人 19.6%	93人 19.0%
(4) 学校教育・社会教育を通じて教育・啓発活動を積極的に行う	489人 100.0%	329人 67.3%	102人 20.9%	58人 11.9%
(5) 差別を法律で禁止する	489人 100.0%	194人 39.7%	169人 34.6%	126人 25.8%
(6) 口に出さないでそっとしておけば自然に差別はなくなる	489人 100.0%	184人 37.6%	163人 33.3%	142人 29.0%
(7) 同和地区の人々がかたまって住まず分散して住むようにする	489人 100.0%	195人 39.9%	165人 33.7%	129人 26.4%
(8) 戸籍制度を大幅に見直す・廃止する	489人 100.0%	136人 27.8%	176人 36.0%	177人 36.2%

この意識調査のまとめとして、表1から表6までの結果が同和問題に対する潜在的な意識と捉えられ、表7については、同和地区出身者に対する差別をなくすための意見として、これからの取り組みの参考になるものであると考えます。

まず、同和問題や部落問題などと呼ばれている差別の問題に対する認知度が96.9%(表1)と非常に高い割合で表れています。同和地区出身者の判断基準(複数回答)(表2)については、「本人、父母あるいは祖父母が住んでいる」「本人の出生地」「本籍地」などと、「土地」に対する概念であり、この点については、子ども、女性、障害者や高齢者などの人権課題とは異なっていると考えられます。また、結婚に反対されると思う割合(表3)、同和地区出身者に対し就職において不利になると思うという割合(表4)、住宅を選ぶ際に同和地区や同じ小学校区を避ける割合(表5)がそれぞれ約50%前後あること、同和地区出身者に対する差別について、「今日では差別は許されない状況にあり、差別す

る人が孤立する」とする傾向の人が33.7%、「世間では、まだまだ差別が残っており、差別をなくそうとする人が孤立する」とする傾向の人が35.6%と、回答が二分しています。（表6）

一方、表7では「同和地区出身者に対する差別をなくすための意見」で「重要である」とした回答割合の高い項目は、「学校教育・社会教育を通じて教育・啓発活動を積極的に行う」（教育、啓発の取り組み）、「同和地区と周辺との交流を深め協働し『まちづくり』を進める」（地域交流の取り組み）、「行政の一般施策で同和地区住民の自立を支援する」（自立支援の取り組み）でした。

次の「②人権啓発」から「⑥農林業」までは、2002（平成14）年3月に策定しました「豊能町同和行政推進プラン」に示された内容について、「⑦人権擁護（人権相談）」から「⑩進路選択」は同プラン策定後の施策として取り組んでいるもので、現時点における「現状と課題」としました。

②人権啓発

同和問題をはじめとする人権課題に対し、差別のない社会を実現するためには、住民一人ひとりの人権意識の高揚に加えて、人権に関する正しい認識の醸成を図り、すべての人の人権尊重を基本とした社会システムの構築を図る必要があります。

国では2000（平成12）年に、国や地方公共団体などの人権教育及び啓発に関する責務を盛り込んだ「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。また、本町においては、1997（平成9）年12月に「豊能町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、その中に、町の責務、町民の責務、啓発活動の充実などを規定しています。さらに、2006（平成18）年3月には「豊能町人権行政基本方針」を策定し、その方向性の中に人権意識の高揚を図る施策を盛り込むとともに、2007（平成19）年12月に策定した「豊能町人権行政推進計画」により具体的にその推進を図ることとしています。また、2007（平成19）年3月には「豊能町同和行政基本方針」を策定し、その方向性の一つに人権意識の高揚を図る取り組みを盛り込んでいます。

具体的な取り組みとしては、男女共同参画の観点から「ふれあいフォーラム」や「男と女のセミナー（ひととひとのセミナー）」を実施しています。また、町

内各自治会及び関係団体等で組織する「豊能町人権まちづくり協会」では、「人権を考える集い」や「人権に関する標語等の募集事業」などを通じ、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行っています。さらに、地域においては同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のために取り組んでいる

「とよの人権地域協議会」は、映画会や人権に関する講演会等を実施するなど、各団体において、同和問題をはじめとしてあらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実現に寄与することを目的とした取り組みを行っており、町としても、このような住民レベルで人権意識の普及高揚に取り組んでいる団体との連携を図っているところです。

人権啓発については、人権に関する町民意識調査（2005（平成17）年度実施）の中で「同和地区出身者に対する差別をなくすための意見」として「学校教育・社会教育を通じて教育・啓発活動を積極的に行う」（教育、啓発の取り組み）を67.3%の人が「重要である」と回答し、設問の項目中で最も高い割合を示しています。一方で「ふれあいフォーラム」や「人権を考える集い」といった町の人権啓発の取り組みの認知度はそれぞれ58.7%、52.8%と過半数を超えているものの、「実際参加したことがある」の回答は、8.4%、9.6%とそれぞれにおいて10%を下回っています。今後の更なる推進には、人権意識の高揚を図るために、一人ひとりの心のあり方に関わるものであることから、自主的、自発的な取り組みとして促すことが基本となります。したがって、町民の自主性を尊重しながら、一人ひとりが人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する意識や態度、行動を身につけるために、人権学習として位置付け、学習機会の提供や町と町内の各人権団体等及び各人権団体同士のより有効な連携、また身近な指導者（人権リーダー）の養成や町民が主体的に取り組むような人権学習機会の提供が必要です。あわせて、今後は人権侵害を受けた人などの社会的諸権利を保障し、当事者に内在する抑圧を取り除いて行く「エンパワメント」（注1）の支援、そこから、自発的に状況を変えていく行動、例えば、自らが解決方策を見出せるなどといった行動に結びつく取り組みについても、地区内外で取り組んでいきます。

（注1）「エンパワメント」（Empowerment）

差別など社会的抑圧等により弱者の立場に立たされてきた個々人が、その内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すこと。

③教育

同和問題の解決のために、教育はその基礎的な役割を担っています。また、同和教育の推進は、今日の様々な人権問題への取り組みに先駆的な役割を果たしたといえます。

最近における国際的な人権教育の広がり、1994（平成6）年の国連総会で決議された、「人権教育のための国連10年」によってもたらされました。これにより、各国、各自治体において「行動計画」が策定されることとなりました。この流れは、1993（平成5）年の「世界人権会議」で、全ての人権が普遍的であり、人権及び基本的自由の尊重を強化するための教育を行うことは各国の義務であることを確認し、人権に関する教育等の重要性が強調されたことによるものです。その後、この取り組みの強化、継続として2005（平成17）年1月からは「人権教育のための世界プログラム」が開始されています。また、同じ時期に「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」がスタートしています。

国においては、「人権教育のための国連10年」の決議を受けた「国内行動計画」が1997（平成9）年に策定され、法律では、2000（平成12）年に、国や地方公共団体などの人権教育及び啓発に関する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき、2002（平成14）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画」を策定しています。

本町においては、1998（平成10）年3月に「人権教育のための国連10年豊能町行動計画」を策定し、後継計画として「豊能町人権行政推進計画」を2007（平成19）年12月に策定しました。この中に「豊能町人権教育推進計画」にも言及し、学校、幼稚園、保育所などにおける取り組み等についても盛り込んでいます。また、「豊能町人権行政推進計画」は、2006（平成18）年3月に策定した「豊能町人権行政基本方針」をより具体化するものとして位置付けています。

「豊能町人権行政推進計画」における施策、人権意識の高揚を図る施策の一つの柱に「人権教育の推進」として、「学校、幼稚園、保育所での取り組み」を位置付け、人権及び人権問題を理解する教育、人権が尊重された教育、教職員研修の充実、人権教育を効果的に推進するシステムの条件整備、さらに学校・家庭・地域社会の連携を図ることとしています。

④生活・福祉

わが国の高齢者を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出などを背景として家庭内における介護力が低下しつつあります。その結果として、高齢者介護が大きな社会問題となってきました。このような状況のもと、高齢化社会においても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するため、2000（平成12）年4月に介護保険制度が実施され、高齢者の介護を社会全体で支える新たな仕組みが始まりました。さらに2006（平成18）年4月には、介護保険開始から制度は定着しましたが、その一方で、要介護者、中でも要支援や要介護1の軽度の人が増加したことなどから、「介護予防」「自立支援」を強化し、新しい枠組みで実施しています。

本町では、介護保険制度の導入に先立ち、2000（平成12）年3月に「豊能町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、要介護認定者の急増に対応しつつ、介護保険の円滑な運営と高齢者が要介護状態にならないための介護予防、生きがい対策などを推進してきました。介護保険法では3年に一度、地域の高齢者の状況などを踏まえ、計画の見直しを行うこととされており、2008（平成20）年度に「第4期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しました。計画を見直すにあたり、アンケートの実施により本町における高齢者の実態と各種サービスの利用意向を把握し、計画に盛り込んでいます。

また、高齢者の方が住み慣れた町で、いつまでも安心していきいきと暮らしていけるよう、2006（平成18）年4月に豊能町地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント事業をはじめとする高齢者への総合的な支援を行っています。

今後、この計画等に基づき、介護予防事業や高齢者福祉サービス事業などの施策の推進に取り組んでいきます。

本町の総人口は減少傾向にありますが、その反面65歳以上の人口は増加し、総人口に対する65歳以上の割合である高齢化率は上昇する見込となっています。2009（平成21）年3月末現在の高齢化率は24.50%ですが、町内の一部の地域においては40%を超えているところも見られます。さらに2012（平成24）年度には町内の高齢化率が30%を超えるものと見込まれており、全国を上回るペースで進むものと予測されています。その結果、要支

援・要介護認定者数も増加していくことが見込まれており、今後の対応が課題となっています。

障害者については、国において、1993（平成5）年3月、「障害者に関する新長期計画」が策定され、同年11月には「障害者基本法」が成立しました。また、2005（平成17）年4月には発達障害を障害と認め、必要な支援を行うことを定めた「発達障害者支援法」が、同年11月には障害者の福祉の増進を図ることを目的とした「障害者自立支援法」が成立しました。

大阪府においても、2003（平成15）年12月、「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」を基本理念とした「第3次大阪府障害者計画」を策定し、事業を推進しているところです。

本町では、2000（平成12）年3月「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき障害者にやさしいまちづくりを進めるために「豊能町障害者計画」を策定しました。2005（平成17）年3月には「豊能町地域福祉計画」、「とよのすくすく子どもプランー豊能町次世代育成支援行動計画ー」を策定し、福祉サービスの充実に取り組んでいます。

また、障害者自立支援法の成立等、近年のめまぐるしい社会情勢の変化に対応するために2007（平成19）年3月に「障害者計画」の見直し及び、障害者自立支援法に基づく障害者福祉計画を「豊能町障害者計画及び障害者福祉計画～とよのいきいきほほえみプラン～」として一体的に策定しました。さらに2009（平成21）年3月に第2期の「障害者福祉計画」を、地域生活を支える必要な障害福祉サービス量の見込や、各種サービスの確保への方策など、前計画を踏襲しながら見直し、引き続き地域での安定した生活を実現できるよう策定しました。

今後、この計画に基づき障害者施策を総合的、計画的に推進していきます。

わが国において急速な少子化が進展していく状況にあり、社会の宝ともいふべき子どもを安心して産み育てていくための環境の整備が重要になってきています。国においては2003（平成15）年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で、都道府県、市町村と従業員300人を超える企業に行動計画の策定が義務付けられました。

本町においては、昭和40年代からの住宅開発による人口増加が近年、人口

減少に転じるとともに、少子化が急激に進んでいます。このような状況において、保育サービスについては、子育て支援のための施策を実施し、2000（平成12）年1月には、地域子育て支援センター「すきっぷ」を開設し、子育て環境の充実を図っています。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画として、2005（平成17）年3月に豊能町次世代育成支援行動計画として「とよのすくすく子どもプラン」を策定し、「子どもが輝くまち とよの」を基本理念に「子どもを安心して育てるためのサポート」、「子どもが元気に成長するためのサポート」、「子育てのための都市環境づくり」、「すべての子どもが尊重されるまちづくり」の4つの基本方向を定め、子どもと子育て家庭への支援を地域全体で推進していくための施策を展開しています。

この計画の実現に向けては、家庭と行政、学校、地域、関係機関・団体が連携を図りながらそれぞれの特性を發揮し取り組む必要があります。

⑤住宅・住環境

同和対策の取り組みは、地区や地区住民を対象に同和地区の環境改善や地区住民の生活向上が緊急の課題であったこと、またこうした課題に一般施策では十分対応できなかったことから、特別措置として実施されました。特に劣悪な住宅・住環境について、本町においては、公営住宅建設事業、水路、簡易水道、地域下水道、駐車場等の整備に取り組み、環境改善や居住の安定などに対し一定の成果を上げ、かつての地区の厳しい実態は大きく改善されました。

本町の地区内の公営住宅は、同和対策事業により1975（昭和50）年着工、1976（昭和51）年に竣工し、約30年経過し老朽化も進んでいることから改修を要する必要箇所も多く、今後、適正に管理を行います。また、1981（昭和56）年の建築基準法改正による、いわゆる地震に対する新耐震基準の導入以前に建設された建築物であることから、2008（平成20）年度に耐震診断を行い、その結果を踏まえ、2009（平成21）年度に耐震化を行いました。

また、地区内の道路については、狭小な幅員のものが多く、緊急車両の進入が困難な箇所もあります。安全な交通環境の整備や災害時の避難路、火災発生時の延焼遮断等防災面からも大きな役割を果たすものであるため、道路幅員の拡幅等の必要性は認識していますが、現状は狭小な道路に接して家屋が建ち並

んでいるため、道路の拡幅等については困難な状況です。

駐車場については、2007（平成19）年4月1日より豊能町自動車駐車場条例の規定に基づき、町で管理を行っています。今後も、適正な管理ができるよう努めていきます。

簡易水道は、2006（平成18）年度に豊能町上水道事業に統合整備され、また地域下水道についても、2009（平成21）年4月1日より猪名川流域関連公共下水道に接続統合されています。

今後は、各事業の円滑な進行を図ります。

⑥農林業

地区内の農地については、ほ場整備が実施され、機械化が進み作業効率が向上しています。第2種兼業農家がほとんどであるため、農作物は機械化の進んでいる水稻栽培が中心になっているのが現状です。しかし、高齢化の影響により、後継者がいない状況が見られます。

今後、地区内において一時的に定年帰農者は増える見込みですが、農業後継者がいなくなり農地が遊休化する可能性もあり、例えば農作業の請負や都市住民・消費者との交流等を行なう組織作りなど地域で農地を守る取り組みが必要になっています。

共同作業場の運営については、利用者組合が自ら機械更新を行なうなど効率的な管理運営をされ、他の地域の方の利用も増え有効利用が図られています。

⑦人権擁護（人権相談等）

人権啓発及び人権教育の施策は人権意識の高揚を図るものですが、それと同様に重要な取り組みは人権擁護に関する施策です。町においての人権擁護の取り組みは、人権尊重のまちづくり条例、人権行政基本方針や同和行政基本方針を策定し、それぞれの施策の推進の柱としています。

その施策の一つとして、町では人権擁護委員法に基づく人権擁護委員の人権相談及び、大阪府の総合相談事業交付金制度を活用した生活・人権相談事業を行っています。

人権擁護委員の活動については、人権の啓発や人権侵犯事件について、その

救済のため調査及び情報の収集を行い、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずることを主な職務としています。

また、生活・人権相談事業については、大阪府が2002（平成14）年度に補助事業として実施した人権相談事業（人権ケースワーク事業）及び、総合生活相談事業を、2008（平成20）年度に相談事業の各市町村の実情に合わせ、効率的に進めるため、総合相談交付金制度として構築し、本町においては、統合して行っています。この相談は、生活上の様々な課題を抱える人、または、人権侵害を受け、あるいは、受けるおそれのある人などが、自らの主体的な判断により課題を解決することができるよう適切な助言や情報提供などを支援するとともに、行政ニーズの的確な把握による人権施策の適切かつ効果的な推進に資することを目的としています。主な業務については、身近な相談に対する適切な助言及び情報提供。事案に応じた適切な相談機関に紹介、取り次ぐなど適切な対応。人権問題等の実情や課題の把握を行い課題解決のための継続的かつ適正な助言と支援に役立てていくなどです。現在、「とよの人権地域協議会」に委託し、補助事業時に大阪府が実施した大阪府人権相談員養成講座等を受講した相談員により実施しています。

複雑化する人権課題解決のためには、身近で、迅速に相談できるよう幅広い窓口の整備を行い、さらに相談のニーズを早期に発見するための取り組みが必要です。今後、このネットワークを一層、効果的に活用するとともに、新たな人権課題に対し、人権救済・保護や人権侵害の予防等に向け、さらなる各関係機関とのネットワーク等の構築を図り、また、人権関係団体が実施する人権侵害にかかる支援や救済、予防のための活動についても、町として積極的な育成支援を行い、連携を図っていきます。

⑧ふれあい文化センターにおける相談事業

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく同和問題の解決に向けた取り組みの拠点施設として設置され、現在では①福祉の向上の自立支援センター、②人権啓発・生涯学習のセンター、③住民交流の拠点となるコミュニティセンターの3つの機能を持つ場所として、周辺地域を含めた広がりを持つ施設として発展するよう位置付けられています。同和問題をはじめとする様々な人権問題について、相談や学習、情報発信・地区内外の交流の拠点的な施設として、

事業に取り組んでいます。

相談事業の内容は、様々な課題等を有する人々のニーズや地域の課題等を的確に把握し、福祉の向上と自立支援等を図るため、相談基本業務を行っています。その業務については、調査・指導、自立支援等の方策の検討及び調整（コーディネイト）、相談記録の作成並びに、継続的なフォローアップを行っています。併せて、福祉、保健、労働等の多角的観点から最も適切な支援方策を検討し、長期的、継続的な相談活動を行うことにより、相談事業の効果的な推進を図ることを目的として「相談に関する連絡協議会」を設置しています。また、住民の生活相談をはじめとする各種相談事業を実施する中、高齢者や障害者等に対する在宅における保健・医療・福祉サービスの専門的支援等が適切に実施されるよう、関係機関の連携及び協働体制の確立を図ることを目的として、「在宅保健医療福祉サービス調整会議」をも設置しています。

今後も、地域において前述の3つの機能を持つ場所として、人権・同和問題解決も視野に入れながら、様々な課題に対し周辺を含むすべての住民の相談施設として機能するよう積極的に取り組んでいかなければなりません。そのため、具体的な個々の相談を処理するためには、専門的な知識や技術を身に付ける、また関係機関のコーディネイト（調整）機能を強化するためにも、関係機関や団体との連携を密にしておくことが必要です。

⑨就労支援

就労支援については、2003（平成15）年度より大阪府の補助事業として、2008（平成20）年度からは総合相談交付金制度を活用し、障害者、母子家庭の母親、また、中高年齢者等の中で、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労を実現できない方等に対し、地域就労支援事業を実施しています。就労機会の拡大につなげるものとして本町農林商工課内に地域就労支援センターを開設し、地域就労支援コーディネーターの設置や、労働相談・障害者雇用相談事業にも取り組んでいます。また、今年度を目処に、事業の効率的・効果的な推進を図るため、関連諸事業との連携方策の協議・検討等を行う「地域就労支援事業推進委員会」及び、個々の事案に対応するため、町やハローワーク等関係機関が参画する「地域就労支援個別ケース検討会議」を立上げる予定です。「地域就労支援個別ケース検討会議」については、これらの機関

が有する雇用・就労施策や福祉施策を活用したサポートプランを作成し、関係機関への誘導を行うことにより、雇用・就労の実現を図る取り組みです。

今後は、関係機関との連携を図り、さらなる取り組みに努めます。

⑩進路選択

本町におきましては、2005（平成17）年度より大阪府の事業である「進路選択支援事業」に取り組み、2008（平成20）年度からは総合相談交付金制度を活用し、現在では「教育勉強相談」として実施し、町内2ヶ所（西公民館、ふれあい文化センター）及び教育委員会事務局で行っています。相談内容については、住民からの奨学金制度等についての問い合わせや学業について、さらには学校生活一般にいたるまでの相談を受け付けています。相談員は、資質向上のため「相談員養成講座」を受講し、専門性の向上にも取り組んでいます。

今後、進路選択支援事業における相談・支援については各学校と連携し、充実した相談活動を今後行っていくことが必要であり、また、大学進学についての相談業務についての取り組みについても推進していきます。

(3) 同和行政の基本目標と方向性

豊能町同和行政基本方針に示された基本目標と方向性は、豊能町において同和問題の解決を図っていくには、部落差別が現存する限り、その撤廃のため同和行政を積極的に推進するとの認識により、①差別、人権侵害の現実を把握して分析する。②当事者性を重視する。③自立支援の観点を持つ。④総合的なものとして推進する。という原則をふまえて、町民の参画と協働のもとに、改めて同和問題を人権問題の本質から捉え、人権行政の一環として、すべての町民の人権を尊重する取り組みの重要な柱として位置付け推進していきます。

本計画においても、この基本目標と方向性を柱とし、その具体化に努めます。そして、課題解決のための施策の内容については、次の章で示していきます。

基本目標

1. 町民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図る。
2. 同和地区出身者をはじめとして、様々な困難な課題を有する住民の自立と自己実現のための支援体制を整備する。
3. 人権保護・救済のための総合相談窓口の整備などの体制を構築する。
4. 地区施設等の活用を図るなどの条件整備を行い、住民の交流と協働を促進する。
5. 人権尊重を基調とした人と人とのつながりを高めていくコミュニティづくりを目指した住民活動を支援するとともに、政策決定などへの住民参画をさらに図っていく。

方向性

- ①人権意識の高揚を図る取組
- ②自立等を支援する取組
- ③人権の保護・救済
- ④地区施設等の活用を図り住民の交流と協働を促進する取組
- ⑤人権NPOなど住民活動への支援と住民活動の促進

II 計画の具体的な取り組み

2002（平成14）年3月までの33年間にわたり国の財政法上の特別措置による「同和対策事業」が行われました。これは、差別の結果による地区の環境や地区住民の生活の格差を是正することが緊急の課題であったことなどから、本来ならば一般施策で実施すべき事業を特別措置として実施しました。この特別措置事業の結果は、地区の環境改善や住民の生活向上に大きな役割を果たしたといえます。

しかしながら、第1章「計画の基本的な考え方」でも示したとおり、同和地区の実態、結婚や就職における差別意識、住宅を選ぶ際の同和地区への忌避意識があることが明らかになっています。さらに最近になって行政書士等による戸籍謄本等不正取得による差別身元調査や、新たな部落地名総鑑の存在の発覚、インターネット掲示板の書き込み、またエセ同和行為の存在など、差別意識の解消が十分進んでいない状況が見られます。

このような状況から、特別措置としての「同和対策事業」の終了が同和行政の終了を意味するものではありません。その意味から、人権尊重の観点に立った一般施策により、同和問題解決のための行政を総合的に進めます。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう、さらに地区の現状の把握、課題の整理を通して、施策の改善や新たな構築を図り、解決に向け効果的に推進していきます。

同和行政基本方針の具体化に向け、I「計画の基本的な考え方」（3）「同和行政の基本目標と方向性」で示している5点の方向性により計画を推進していきます。

① 権意識の高揚を図る取組

人権意識の高揚を図ることは、同和問題の解決、さらに様々な人権課題に対し、差別のない社会の実現に向け、一人ひとりの人権意識の高揚から、人権に関する正しい認識の醸成、そこから人権尊重を基本とした社会システムの構築へとつながるもので取り組みの重要な柱です。

町民意識調査の「同和地区出身者に対する差別をなくすための意見」（7 頁表 7）で、「学校教育・社会教育を通じて教育・啓発活動を積極的に行う」（教育、啓発の取り組み）が、重要であるとする傾向の回答割合が、67. 3%（3 2 9 人）ありました。これは設問項目の中で「重要である傾向」が最も高い結果でした。しかしながら、町等で実施している人権啓発に関するイベントの参加及び認知状況では（下図参照）、「実際参加したことがある」人が、「ふれあいフォーラム」（主に男女共同参画に関する講演会）、「人権を考える集い」（主に人権週間（12/4～12/10）の期間に開催するイベント）とともに 1 0 %未満という結果が出ています。

人権に関するイベントの参加及び認知状況

(回答数・回答割合) (489 人・100. 0%)	実際参加した ことがある	行った（参加し た）ことはない が、名称は聞い たことがある	知らなかった	無回答・不明
ふれあいフォーラム	41 人 8. 4%	246 人 50. 3%	190 人 38. 9%	12 人 2. 5%
人権を考える集い	47 人 9. 6%	211 人 43. 1%	220 人 45. 0%	11 人 2. 2%

取り組みの認識は高いものの、実際の参加にはつながっていない状況が見られます。人権は人の意識に関わるものです。今後も、町民一人ひとりの人権意識の高揚につながる取り組みを推進します。

2 0 0 6（平成 1 8）年 3 月に、あらゆる人権課題に対応するため、「すべての町民の基本的な人権が尊重される差別のない明るく住みよいまちの実現」を理念とし、策定しました「豊能町人権行政基本方針」においても、「人権擁護に資する施策」と併せて「人権意識の高揚を図る施策」を方向性の柱としており、その具体化に向け 2 0 0 7（平成 1 9）年 3 月に策定した「豊能町人権行政推進計画」において、「人権意識の高揚を図る施策」の取り組みの中で「人権学習の推進」と「人権教育の推進」を行うこととしています。

本計画においても、「人権意識の高揚を図る取組」では、「人権学習の推進」と「人権教育の推進」を図ることとし、「人権学習の推進」においては、その取り組みについて、町民の自主性を尊重しながら、自発的な取り組みとして促し、

一人ひとりが人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する意識や態度、行動を身につけることができるよう図っていきます。さらに、身近な人権に関する指導者（人権リーダー）の育成を推進します。これらの取り組みの視点に、例えば、同和地区の文化や歴史に触れるなど、同和問題を位置付けることにより、偏見や誤った理解などから生まれる差別意識の解消につなげていきます。一方で、実際に差別や人権侵害を経験した当事者に対し、この取り組みを通して、自身に残る心の抑圧を取り除き、自発的に状況を変えていく行動に結びつく「エンパワメント」についての支援を推進します。

町内の各自治会及び小、中学校・幼稚園・保育所、商工会、社会福祉協議会などの各種団体が広範囲に加盟し、本町の人権啓発などに取り組んでいる「豊能町人権まちづくり協会」及び、府内の人権関係団体などと連携し、自主的に同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のために啓発活動などを推進している「とよの人権地域協議会」に対し、人権学習の推進にあたり、あらゆる場面や機会においての実施が必要であることから、これらの団体への支援及び連携を推進します。

「人権教育の推進」では、主に小、中学校、幼稚園、保育所において「人権及び人権問題を理解する教育」などに取り組み、幼児・児童・生徒一人ひとりが同和問題をはじめとする、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけでなく、人権問題の解決に向けた態度を育成することが大切です。その中で、自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に、義務の主体であるという認識を育成することを目指して人権教育を推進していきます。またそのためには、学校等とともに、家庭や地域社会の果たす役割も重要になります。幼い頃から生命の尊さに対する感性を育んだり、最も基本的な規範としての「しつけ」を行うことなど、身近な人々とのかかわりの中で基礎的な人間関係を形成していく資質は育てられるものであり、家庭の果たす役割は非常に大きいものがあります。また、幼児・児童・生徒が様々な人々と出会い、体験を重ねることは重要な成長基盤となることから、社会の教育力としての地域社会の果たす役割も重要です。

このため、学校等と家庭、地域社会が連携・協働し、それぞれの活動が幼児・児童・生徒を中心として活性化することより、地域社会における総合的な教育力の向上を目指すことが重要であり、学校教育と社会教育が連携して施策を推進することが必要です。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権施策の推進(講演会、セミナーの開催他) ・ 豊能町人権まちづくり協会等への支援・連携 ・ 町、町立学校等の人権に関する取り組みの紹介 (町報) 	住民人権課 (人権)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権問題学習会、人権問題シンポジウムの開催 	ふれあい文化センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校等の人権教育推進計画の作成 ・ 教職員への人権研修の実施 ・ 町人権教育研究会、町外国人教育研究協議会への支援 	教育支援課

② 立等を支援する取組

特別措置による同和対策事業は、差別の結果に対する格差是正に対するものであり、地区の環境改善や住民の生活向上に大きな役割を果たしたといえます。そして、同和対策事業による格差是正の取り組みの終了後、一般施策においては、個々の課題に対応する自立支援の取り組みを推進していきます。

地区の実態について同和問題の解決のため、2000（平成12）年度に同和地区における実態等を把握する目的で大阪府及び豊能町などで行った「同和問題の解決に向けた実態等調査」の結果を参照していきます。

65歳以上の高齢者が町全体と比べて約13ポイントも高く（地区28.8%/町全体16.5%）、また、ひとり親世帯の割合及び、単身世帯の割合がそれぞれ町全体と比較して5.9ポイント（地区12.1%/町全体6.2%）、11.3ポイント（地区18.2%/町全体6.9%）と高い結果となっています。また、学歴構成では最終学歴が、短大・高専及び大学・大学院の合計の割合は、町全体よりも19.1ポイント低い結果が出ています。（地区25.4%/町全体44.5%（町全体のデータは2000年国勢調査より）

以下は町全体のデータがないため地区のデータのみですが、読み書きの識字状況では、「かな」なら読めるを含めた「読むことが困難」は5.7%、また、「かな」なら書けるを含めた「書くことが困難」は7.7%という回答でした。福祉サービスで整えてほしいものについては、「生きがいつくり」（23.8%）や「健康づくり」（19.2%）のニーズが高い傾向で、また、保健・福祉サービスを受ける時に困ったこととして、「どこに相談していいのかわからなかった」

(13.2%)「どこまで応援してくれるのかわからなかった」(11.8%)の項目が高い結果でした。

年間世帯総収入は約4割が300万円未満の世帯です。(内訳「100万円未満 16.2%、「100～200万円未満」12.1%、「200～300万円未満」10.1%) 失業者や不安定就労に対する就労支援や年金所得のみの高齢者への取り組みが必要です。

自己認知※による婚姻の類型は、夫婦とも同和地区出身(53.0%)、一方が同和地区出身(24.2%)、夫婦とも地区外出身(8.1%)、その他不明(14.8%)という結果でした。

※「自己認知による同和地区出身」は、自分自身で「出身者」という意識を持つことに基づきます。

地区内定住意向※をみると、「住み続けたい」が47.1%と半数弱を占めますが、「できれば地区外に引っ越したい」は、16.1%となっており、その理由については「交通機関が不便」(71.4%)、「買い物に不便」(54.8%)、「医療、福祉などが不足」(38.1%)と生活面での要因が高い割合を占めていますが、「この地区に住んでいると差別を受けるかもしれないから」も38.1%という回答結果が出ています。

※「地区内定住意向」は、現在住んでいる地区に引き続いて住み続けたいと思うかの意向です。

第1章(2)現状と課題で検証した④生活・福祉では、高齢者、障害者、子どもについて、⑤住宅・住環境では、地区の町営住宅、道路、上下水道や町立自動車駐車場について、⑥農林業では、地区の農業について、⑧総合生活相談では、課題を抱える人などのニーズを把握や福祉の向上と自立支援等を図るため相談について、⑨就労支援では、障害者、ひとり親家庭、中高年齢者等の中で働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労を実現できない方等に対する取り組みについて、⑩進路選択では奨学金制度等についての問い合わせや学業について、さらには学校生活一般にいたるまでの相談を行うなどの視点から、この自立支援については、当然、地区内に限定されることなくすべての町民に対して行われるもので、この意味から第1章(3)同和行政の基本目標と方向性で示したとおり、同和問題を人権問題の本質から捉え、人権行政

の一環として、すべての町民の人権を尊重する取り組みの重要な柱として位置付けられるものです。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・生活、人権、就労、進路等各種相談の実施 	各担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・町立自動車駐車場の適正な管理、運営 	吉川支所
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の活用 ・コミュニティソーシャルワーカーの活動促進 ・地域福祉権利擁護事業の利用促進 ・福祉サービスに関する苦情解決事業の実施 ・ボランティアの育成と支援 ・ひとり親家庭への支援 	住民人権課（福祉）
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具給付事業、移動支援事業などの障害者生活支援事業の実施 ・シルバー人材センターへの支援 ・介護相談員派遣事業の実施 	高齢障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者にかかる総合相談支援事業、権利擁護事業、家族介護支援事業などの地域支援事業の実施 ・高齢者等外出支援事業、在宅高齢者見守り事業 	豊悠プラザ
<ul style="list-style-type: none"> ・町道の適正な管理 ・町営住宅の適正な管理、運営 	建設課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援事業（労働相談、地域障害者雇用相談他） ・都市農村交流事業 	農林商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の適正な管理、運営 	工務課・業務課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実・多様化 ・地域子育て支援センター「すきっぷ」事業の充実 ・放課後児童健全育成事業の充実 ・要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援とネットワークの形成 ・児童虐待の防止や早期発見に向けた啓発事業の充実 ・進路選択支援事業の実施 	教育支援課

③人権の保護・救済

豊能町人権尊重のまちづくり条例及び、豊能町人権行政基本方針の施策の柱の一つが「人権擁護に資する施策」です。急速な社会の変化や人とのつながりが希薄である現在において、同和問題をはじめ様々な人権課題を抱える人や、困難な状況に陥る人などは、地域や社会からの孤立に陥りやすい状態であり、人権の保護、救済は重要な取り組みです。

町では人権擁護委員法に基づく人権擁護委員の人権相談及び、大阪府の交付金制度を活用した生活・人権相談事業を行っています。人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人権意識の普及高揚を図ること。民間における人権擁護運動の助長に努めること。並びに、人権侵犯事件について、その救済のため調査及び情報の収集を行い、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずることなどを主な職務としています。相談日等は、概ね毎月第2月曜日として、役場本庁及び吉川支所で行っています。また、その他の活動として町内の小学校を対象とした「人権の花運動」※や、小中学校の児童、生徒を対象とした「子ども人権SOSミニレター」※などにも取り組んでいます。

※「人権の花運動」 花を育てることから命の大切さを知り、思いやりの心を持って、みんなで力を合わせることの素晴らしさを学ぶことを目的としています。

※「子ども人権SOSミニレター」 「いじめ」や「児童虐待」などについて、子どもたちの出すSOSのサインを的確に受け止め、地域社会と連携し、子どもたちのかけがえのない命を守るための手紙相談です。

また、生活・人権相談事業は生活上の様々な課題を抱える人、また、人権侵害を受け、あるいは、受けるおそれのある人などが、自らの主体的な判断により課題を解決することができるよう適切な助言や情報提供などを支援するとともに、行政ニーズの的確な把握による人権施策の適切かつ効果的な推進に資することを目的としています。現在、「とよの人権地域協議会」に委託し、生活や人権の課題等の解決し、さらには、生命の危険にもつながる人権侵害からの擁護を図るため、気軽に相談できる体制のもと、町立ふれあい文化センター、町立中央公民館並びに町立西公民館において実施しています。

日々急速に変化する社会情勢の中で、同和問題をはじめとする人権の課題に加えて、新たな人権侵害が発生するなど、人権に対する意識も変化しています。町民の人権を擁護する観点から、人権侵害からの擁護、生活や人権課題の解決

を図るため、身近で、迅速に相談できるよう幅広い窓口の整備を行い、さらに相談のニーズを早期に発見するための体制に取り組みます。今後、新たな生活や人権課題に対し、人権救済・保護や人権侵害の予防等に向け、さらなる各関係機関とのネットワーク等の構築を図り、また、人権関係団体が実施する人権侵害等に対する支援や救済、予防のための活動についても、町として積極的な育成支援を行い、連携を推進します。また、2007（平成19）年度に大阪府において大阪府人権擁護士制度がはじまりました。この制度は、養成講座を修了し、認定証を交付された人権擁護士が、相談事案の原因や背景を分析し、適切な専門相談機関へのあっせん及び当事者間の調整、相談内容の分析・整理から、啓発課題や人権侵害等の予防のための検討、行政機関等へ必要に応じ意見を述べるなどの役割を持っています。本町では、2007（平成19）年度に「とよの人権地域協議会」より1名が人権擁護士として認定されています。町として今後、連携を図っていきます。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・生活、人権、就労、進路等各種相談の実施（再掲）	各担当課等
・大阪府人権擁護士との連携	住民人権課（人権）
・人権相談機関ネットワーク（大阪府）への参画	住民人権課（人権）、農林商工課他
・相談に関する連絡協議会	ふれあい文化センター
・福祉サービスに関する苦情解決事業の実施（再掲）	住民人権課（福祉）
・成年後見制度の活用（再掲）	
・介護相談員派遣事業（再掲）	高齢障害福祉課
・高齢者にかかる総合相談支援事業、権利擁護事業（再掲）	
・地域就労支援事業（労働相談、地域障害者雇用相談他）（再掲）	農林商工課
・要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援とネットワークの形成（再掲）	教育支援課
・地域子育て支援センター「すきっぷ」事業の充実（再掲）	
・進路選択支援事業の実施（再掲）	

④地区施設等の活用を図り住民の交流と協働を促進する取組

同和問題の解決にとって重要な課題である差別意識の解消を図るためには、同和地区内外の心の通った交流と協働を促進する取り組み、差別のないコミュニティの形成が重要です。

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく同和問題の解決に向けた取り組みの拠点施設であり、条例において基本的人権尊重の精神に基づき、人権啓発の推進及び地域福祉の向上を図るとともに、町民の交流を促進し、もって人権が尊重される社会の実現に資するために設置するものとされ、その設置目的のため、生活上の相談及び指導に関する事業、保健衛生及び社会福祉に関する事業、教養文化に関する事業を行っています。その内容については、総合生活相談の実施や人権問題学習会、長期教室（生け花、絵画）等の開催などを行っています。したがって、ふれあい文化センターは、①福祉の向上の自立支援センター、②人権啓発・生涯学習のセンター、③住民交流の拠点となるコミュニティセンター、この3点の機能を持つ施設として、また、周辺地域を含めた広がりをもつ施設として発展するよう位置付けられています。今後、この3点の機能を発揮し、地区内外の交流の拠点的施設として取り組みを図っていきます。

また、老人憩の家については、その設置条例において、老人に健康の増進、教養の向上及び交流のための場を供与し、もって老人の福祉の向上に資することを目的とし、老人社会活動の便宜の提供に関すること、及び老人の健康の増進、教養の向上、やレクリエーションのために必要な便宜の提供を行っています。今後、ふれあい文化センターと同様に、地区内外の交流の場としての取り組みが図れるよう推進します。

その他の地区施設についても、同和問題の解決のためにこれまでそれぞれの分野で果たしてきた成果を活かし、人権尊重の視点から、地域住民の自立を支援するとともに地区内外の交流の促進を図る施設として積極的な活用を努めます。

そのためには、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のために取り組んでいる「とよの人権地域協議会」と連携を推進することにより、当事者参加を重視した取り組みを推進します。さらに今後、「とよの人権地域協議会」は近隣住民も参加した地域のNPO（特定非営利活動法人）等として発展して行くことにより、同和地区内外住民の交流促進と地域住民の自立支援のための一般施策の普及、定着や総合的相談窓口の設置を図る等の活動の展開が期待されることから、それに対する支援にも取り組みます。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・とよの人権地域協議会への支援、連携 ・各種講習講座事業 ・地区内施設での交流事業の実施 ・高齢者の健康づくりやレクリエーションなどの活動支援や利用促進 	住民人権課（人権） ふれあい文化センター 豊悠プラザ（老人憩の家）

⑤人権NPOなど住民活動への支援と住民活動の促進

同和問題解決のための施策の推進には、行政いわゆる「官」のみならず、当事者のNPOやボランティア団体といった住民レベル、いわゆる「民」の協力が必要です。言い換えれば、この視点は、他の人権課題、例えば障害者、女性、高齢者などの課題解決に向けた施策にはそれぞれ当事者の協力なしには推進できないものと同様の取り組みです。

したがって、同和行政や人権行政の政策立案過程に、あるいは施策の推進に「民」の参画を図るなどの取り組みを進めるとともに、個々の課題に取り組んでいる諸団体が培ってきたノウハウを活用し、同和問題解決をはじめとする人権施策を推進していくため、これらの活動とより連携を深め、ネットワークづくりを図るなどその活動に対する支援と促進を推進していきます。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・人権施策の推進（国、大阪府、市町村との連携、大阪府人権協会、豊能町人権まちづくり協会、とよの人権地域協議会等への支援・連携） ・豊能町人権問題審議会の設置、運営 ・NPO、ボランティア出前講座 	住民人権課（人権）

Ⅲ 同和行政の推進にあたって

① 庁内推進体制、計画の進行管理

同和問題の解決に向けた取り組みを一般施策により、人権行政の一環として推進していくためには、全庁的に総合的、横断的な対応が可能な組織が必要です。その構築については豊能町人権行政推進計画にも盛り込んでおり、現在、設置に向け検討しています（仮称）豊能町人権行政推進本部に、同和問題、女性、障害者、高齢者、子どもなどをはじめあらゆる人権の課題の解決がなされる組織としての機能を持たせるよう推進していきます。

本計画の進行管理は、町の人権尊重の指針を示した豊能町人権尊重のまちづくり条例第8条に人権に関する意識調査等、その他人権擁護に関する重要事項を調査審議する機関として、豊能町人権問題審議会の設置を規定しています。同和行政推進計画の各施策の進捗状況等について、同審議会が把握、点検するとともに、課題を整理し、より効果的な施策を行うための評価が実施できる体制の構築に取り組みます。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
・豊能町人権行政推進本部（仮）の設置 ・豊能町人権問題審議会の設置、運営（再掲）、同和行政推進計画の施策等の進行管理（再掲）	住民人権課（人権）

②町民・関係団体等との協働関係の構築

豊能町人権尊重のまちづくり条例第7条「推進体制の充実」には「あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国及び大阪府並びに人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。」との規定があります。

同和問題の解決に向け、同和問題を人権問題の本質から捉え、町民の理解と協力による自主的な取り組みによる様々な人権問題に関する施策を推進していきます。

町内各自治会及び関係団体で組織する「豊能町人権まちづくり協会」は、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、あらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実現に寄与することを目的としている団体です。より効果的な人権施策の推進のためには、このような住民が参画している団体への連携を一層深め、今後更に、協働関係の構築のため、団体の組織や機能が充実するよう支援していきます。

また、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のために取り組んでいる「とよの人権地域協議会」においては、町として「Ⅱ 計画の具体的な取り組み」⑤「人権NPOなど住民活動への支援と住民活動の促進」でも示したとおり「民」の参画を図るものとして、同和問題解決をはじめとする人権施策の推進に連携を深め、活動に対する支援と促進を図っていきます。

さらに、国をはじめ府、府内市町村並びに府、府内市町村の協議、協力機関である(財)大阪府人権協会においても同和問題解決のための諸施策をはじめ、人権に関する様々な施策が実施されています。これらの関係行政機関等との連携を大切にしながら、それぞれが実施している人権施策とも連携し、積極的な活用を図りながら町内各人権関係団体等による広範な人権施策協力機関の設立に向けた取り組みにも努めます。

〔具体的施策一覧〕

施策の内容	担当課等
<ul style="list-style-type: none"> 人権施策の推進（国、大阪府、市町村との連携、大阪府人権協会、豊能町人権まちづくり協会、とよの人権地域協議会等への支援・連携） 	住民人権課（人権）